

休業日における教育訓練実施

中小企業緊急雇用安定助成金制度を利用した教育訓練の委託先にお困りではありませんか？

雇用する労働者を一時的に休業させ休業手当を支払った場合に、企業に対して休業手当の一部を助成し、休業日に教育訓練を実施した場合は、さらに訓練費として1人1日あたり6,000円が休業助成金に加算されるものです。

この機会に、会社力の向上を目指しませんか。

豊田自動織機OBを中心とした経験豊富なスタッフがカリキュラム提案から実施まで、お手伝いさせていただきます。

弊社にて教育訓練・指導の対応が可能な内容

品質：チェックシート・手順書・要領書の作成、見直しと掲示物の見える化
生産：生産管理によるものの流れ、管理の仕方、在庫削減
改善：現地現物による職場の改善活動(2S)及び意識改革
安全：不安全ヶ所の洗い出しや不安善行動の指摘・対策
ISO：取得の計画立案、内部監査、維持審査の教育・指導
TPS：「ムダの徹底排除」、「工程での品質のつくりこみ」、「不良品ゼロ」の考え方の指導教育
設計：設計及び設計者への指導、原価低減の立案、CATIA 操作指導
PC 操作指導：Word, Excel, PowerPoint, Access 基礎・応用

助成金の対象となる教育訓練

職業に関する知識・技能・技術を習得や向上を目的とするもの、または事業主にとって今後の生産性向上につながると認められる教育訓練。

(対象となる教育訓練の例)

- 技術向上●コーチング技法●フォークリフトやクレーン等の技能講習
- OA関係●経営哲学●財務分析、マーケティング手法●モチベーションの向上
- 人事・労務管理●品質管理・QC●メンタルヘルス対策●語学●新分野進出に関する業務内容●リーダーシップ能力開発●ISO●コミュニケーション能力開発

(注) 通常の教育プログラムに位置づけられているもの、法令で義務づけられているものなど対象とならない教育訓練もあります。